

令和3年度変更点一覧

分類	内容	改正前(令和2年度)	改正後(令和3年度)
補助事業全般	申請方法	郵送による申請	オンライン申請のみ(申請URLは作成中) インターネットによる申請が行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがあり、インターネットの利用が困難である等)は、静岡県住まいづくり課まで相談してください。
	交付決定日以前に行えるもの	見積作成、資材の発注、資材の納品、契約の締結	見積作成、資材の発注
	交付決定日以降に行えるもの	工事、支払い	契約の締結※、資材の納品※、工事、支払い ※令和3年5月9日以前に契約締結を行っていたものについては交付決定日以前についても例外として対象とします。その場合は契約書や注文書の写し等を交付申請時に提出してください。
	補助対象住宅	耐震性を問わない	耐震性を有する住宅(リフォームと併せて耐震補強を実施するものを含む) ※具体的な提出書類はリーフレット等を御確認ください。
対象工事	机の作り付け	机等は壁等にビス等で固定する	机等は壁等にビス等で 相互 に固定する ※受机を壁に固定し、机は受机に乗せているだけの場合等は不可です。
	間仕切り等の新設	<個室タイプ>エアコンの新設:対象	<スペースの確保>エアコンの新設:対象外 <個室の確保>エアコンの新設:対象 ※定義については対象工事の例を確認してください。
	壁・床・天井の改修【感染予防】	テレワーク対応リフォームにかかる工事であれば、壁紙、床材等は抗菌・抗ウイルスであるかを問わない	壁紙、床材等は抗菌・抗ウイルスを必須とする
	壁・床・天井の改修【木質化】	施工前が木質化された床・壁・天井は対象外	施工前の状態は問わない
	断熱工事	注釈無し	外皮部分に限る
提出書類	提出書類	-	・Microsoft Excel形式による申請書類の作成 ・申請書類チェックリストの追加 ・本人確認書類の提出 ※具体的な提出書類はリーフレット等を御確認ください。
	図面	注釈無し	「間仕切り壁等の新設」の場合、テレワークを行う空間に「テレワークスペース」と明記する
	見積書の写し	注釈無し	補助対象工事を明記する
	領収書の写し	請求明細書等の添付が必要	見積書の金額から変更が無ければ請求明細書等の添付は不要